

石狩湾新港の建設に伴う用地買収と 漁業補償の成立過程について*

On the approval process of the site purchase and fishery amends according to the construction of the Ishikari bay new port .

田中 實** ・ 戸巻 昭三***

By Minoru TANAKA and Shozo TOMAKI

Abstract

Ishikari townsman's longtime dream was achievement of the Ishikari port construction. It became the object of the site purchase and the fishery amends that were not able to be avoided, and there was farmer and fisherman's bitterness for the achievement of this project. The Ishikari-cho did lead to the success corresponding very , and clarifies the process for such a situation in this paper.

1. はじめに

本論文は、石狩町の長い歴史の過程の中で形成された産業構造から一変し、新たな社会・経済発展の方向に途を開くことになった石狩湾新港という巨大プロジェクトである港づくりに関連し、石狩町はその事業推進にどのような役割を果たし社会的変化に対応したかについて述べる。そして、港湾建設に向けて避けることのできない用地買収や漁業補償の的になった農・漁民の苦渋に対し、石狩町はどのように農・漁民と対峙し成功に導いたのかについて述べ、さらに第3セクターが北海道から買い受けた土地の造成・分譲に至るまでの成立過程を明らかにする。

2. 石狩町の概況と産業構造

石狩川の鮭漁業に依存していた石狩町の産業構造は、石狩川汚染により衰退に推移してきた。しかし、今までの産業構造の変革をめざして昭和30年代、専門家による石狩町産業開発振興の基本構想の答申を得て、それに沿って将来の方向性を模索する石狩町の姿を述べる。

2-1 概況

石狩町は、石狩平野の西端で石狩川最下流の両岸に発展した町で、総面積129km²、人口8,522人(1965(昭和40)年国調)、道都札幌市の北に隣接している。石狩町の歴史は古く、『石狩町誌』¹⁾によれば、1596~1614(慶長)年頃松前藩石狩場所の設定に始まり、石狩13(鮭)場所の元場所として栄えた。1871(明治4)年開拓使石狩出張所の開設以来、北陸、奥羽の各地より移住するものが非常に多く、また開拓使庁の貨物運搬や石狩川筋の移住者の往復等については、皆この地を利用していた。そして1907(明治40)年、石狩町と花川村が合併し石狩町となった。そして1996(平成8)年石狩市に昇格し、現在に至っている。

【注1】

このように、北海道の道央地区で最も古くから開かれたが、一方石狩町の産業構造の主体を占めていた鮭漁業は、石狩川の中上流部の開発による汚染により衰退を続け、河口のまちも単なる辺地の漁村へ転落、衰退の一途をたどっていった。

そのため、1948(昭和23)年以降町政の重点を農業振興²⁾におき、全町に亘る大規模な造田事業の実施と草地改良による酪農の奨励を図った結果、穀倉地として安定した発展を続けるに至ったが、当時、札幌市の急激な人口の増大と、本道開発の進展に伴って石狩町の住宅適地と食料供給地などの有利性が再認識されるようになった。

1962(昭和37)年7月第2期北海道総合開発計画³⁾、続いて全国総合開発計画が策定され、石狩町でも急速な発展途上にある札幌・小樽に挟まれた地域として、今後の開発・発展の方向を示唆するための調査を専門家(後の小

*key words : 長年の夢、プロジェクト、地主会

**元石狩町助役 北海道史研究協議会員

(〒061-3216 石狩市花川北6条3丁目)

***正会員 工博(株)クマシロシステム設計

(〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目)

樽商科大学学長、伊藤森右衛門)に委嘱し、1963(昭和38)年5月「石狩町産業開発振興の基本構想」⁴⁾についての答申を受けた。

その内容の骨子は、

①石狩町の産業は如何なる地位を占め

②どのような方向および特質を持つべきか

というものであり、具体的に港湾と工業団地及び鉄道建設について示唆された。

そこでこの基本構想を参考に、当時の石狩町の産業構造や将来の方向性の考え方等について考察してみる。

2-2 産業構造

1965(昭和40)年における石狩町の土地利用状況を地目別でみると、山林・原野は総面積の27%、耕地30%、水面15%で、水面の占めるウエイトが極めて大であること、しかも地理的に町の南部は札幌と連なることが特色である。

基本構想に示された石狩町が産業振興を図るための優位性の第一は、札幌地域への人口の集中化であり、これは有力な消費市場の発展として考えられる。従って、石狩町の産業はこの有力な消費市場の牽引力を利用しなければならない。これは石狩町の農産物・水産物の原料供給地よりも、加工生産地として一段の飛躍と消費財工業の誘致を図ることであった。

以上の基本構想の考え方は、その後の石狩町の産業開発・発展の指針をなすものとなった。

しかし当時、石狩町の産業生産額はわずか13億円で、そのうち農業生産額は12億円で93%を占めており、1戸当りの所得額は80万円で、町産業の中で最も安定していた。

一方、水産業は、かつて豊漁と繁栄を誇ってきた鮭漁は、石狩川の水質汚染により完全に衰退し、さらに魚種及び漁獲量の減少により、1戸当りの漁業生産額は約16万円に過ぎず、その全体所得は漁業所得45%、賃労働所得等の収入を加えて合計40万円と、水産業所得水準は極めて低い状態であった。

その後、石狩町は1975(昭和50)年3月、後述する企画室が中心になって石狩町総合開発計画基本構想を策定し、石狩町の立地的、経済的有効性を次のように示した。

①札幌地区の臨海地域の一部であり、工業地帯の拡大発展により港湾の利用が考えられる。

②豊富な水源、広大な土地に恵まれ、食料源(米、牛乳、野菜、水産物)の大供給地である。

③海浜・河川・緑地帯という雄大な観光資源に恵まれ、レクリエーションとして適地である。

④札幌市と約30分の交通帯にあり、住宅地、工場地に適している。

すなわち、1973(昭和48)年から実施された石狩湾新港の建設は、その背後地に工業地区、流通基地等が配置されるなど、今後港湾管理者の一員として石狩町が重要な役割を担うことになったからである。

3. 石狩湾新港と背後地域の開発計画

後述する用地買収の基礎となったのは、第3期北海道総合開発計画の基本方針に定められた石狩湾新港の建設であり、「石狩湾新港地域開発基本計画」⁵⁾(以下「開発基本計画」という。)の策定である。そこで、開発基本計画に示される港湾及び流通・工業地域の形成と土地利用についての概要を述べる。

3-1 石狩湾新港の位置づけ

1969(昭和44)年に閣議決定された「新全国総合開発計画」は、1955(昭和30)年代から始まった都市部への激しい人口流入による過疎過密問題、環境問題などへの対応として、長期的な観点から国土利用の抜本的な再編成を目指し、地域格差の是正を図ることを目標にしていた。

翌年、「第3期北海道総合開発計画」が閣議決定されるが、この中に国土利用の抜本的再編のための先導的・戦略的事業として苫小牧東部工業基地開発とともに石狩湾新港地域開発計画が取り上げられ、大規模プロジェクトとして重点的に整備を進めることが盛り込まれた。

3-2 開発の基本方針

石狩湾新港開発計画は、「第3期北海道開発計画」において初めて「石狩湾沿岸に流通港湾の整備を図る」ことが明記され、その後の1972(昭和47)年に北海道開発庁が策定した「開発基本計画」において、開発の基本方針が定められている。以下に、「開発の基本方針」の概要を示す。

石狩湾新港地域開発は「札幌圏における新たな生産、流通基地を創出するものである」ことを明示し、その開発の具体的な施策として、「地域の中央に流通港湾を築設し、掘込水路に近接して複合ターミナルの機能を有する総合的な流通基地を建設すると共に、背後の工業用地に高度加工の消費財工業、機械工業などの都市型工業の立地を指向する」ことを明記している。

3-3 港湾及び流通・工業地域の形成

「開発基本計画」の中で、開発地域の位置、港湾の規模及び流通・工業地区の配置決定に関する背景は以下のとおりである。

港湾を含めた開発地域の位置の選定にあたっては、石狩湾岸の以下の項目について比較検討が行われた。

①まとまった流通・工業用地を確保するためには、札幌市北部を含め市街化の進んでいないところが適当である。

②既に造成の始まっている茨戸川沿いの石狩木工団地(後述する1期用地)への二次輸送費を合理的に縮減できること。

③円滑な輸送を確保するため、後背地である札幌と開発地域を連結する道路網の整備が進んでいること。

④工業用地への立地業種については公害を発生しない

都市型工業や札幌市内の再開発等で移転を要する工場等の誘致を円滑に行えること。

これらの検討結果を踏まえ、「開発基本計画」では開発地域の土地利用を次のように想定している。

港湾用地	370ha	埋立地、堀込水路、臨港地区等
流通用地	260ha	道路等公共用地を含む
工業用地	1,370ha	道路等公共用地を含む
公園緑地	880ha	公園、遮断緑地、海岸保安林、耕地防風林等
その他	90ha	事務所地区、石狩放水路等
計	2,970ha	

なお、図-1 は、「開発基本計画」に基づく開発地域であり、後述する用地買収される土地所有者の区分、さらに漁業補償の対象となる港湾区域をも併せて図示した。

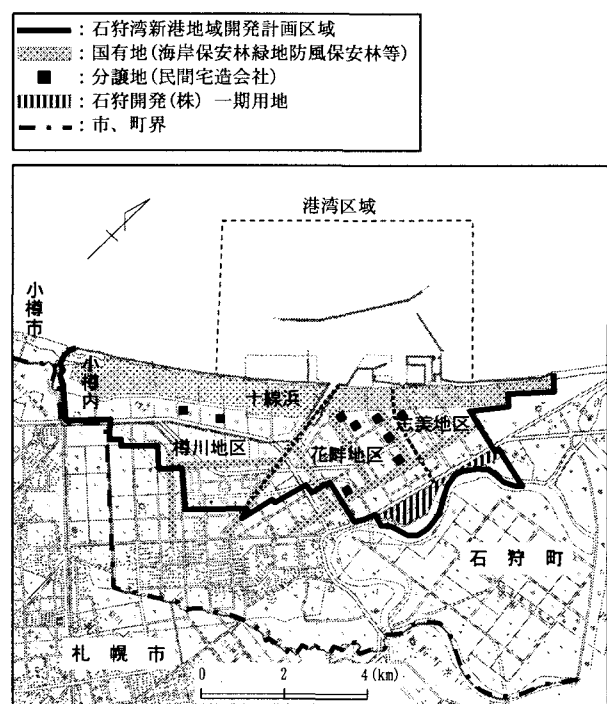


図-1 石狩湾新港開発地域と用地買収区分図

4. 石狩湾新港建設に伴う用地買収協力の背景

石狩町民の港湾にかける期待は大きく、その悲願達成のため石狩地域に開発計画が展開されるにあたっての石狩町が、その推進にどのような役割を果たし社会的変化に対応したのか、また関係住民組織との信頼関係の成果について民間(後の第3セクター)が行った用地買収の過程から述べる。

4-1 石狩町民の悲願達成の思い

石狩町の発展の命運に関わる石狩河口地区と港については、既に北海道石狩湾岸の港づくり⁶⁾で述べた。

しかし、その過程のなかで、1937(昭和12)年、北海道庁が時代背景から発表した北海道工業振興策⁷⁾は、勇払

原野(苫小牧)と石狩河口付近の築港優先順位運動となって中央に向けられ、陳情・請願ごとに両者の順位がめまぐるしく変わるなど抗争意識の様相を呈するようになった。

そこで、1939(昭和14)年、北海道庁長官戸塚九一郎は、北海道総合計画委員会を設置し専門の分野からこの問題について討議がなされ、両町の摩擦を避けるためその調整として「日本海～太平洋運河構想」⁸⁾を打ち出し、運河計画を前提として起工式まで行っている。

一方、国もこの問題を重視し、石狩工業港に向けて現地調査を実施したが、戦時体制の強化による資金難、労働者の輸送力の悪化などから中止した。

しかし、戦後1948(昭和23)年、苫小牧市あげての苫小牧港建設の陳情⁹⁾運動が開始され、その成果は1950(昭和25)年起工式、そして13年後には第1船を入港させ、以来港湾の整備進捗と共に北海道太平洋岸の中核をなす港湾にまで発展したのである。

かつて広漠とした勇払原野(苫小牧)は、石狩河口の砂浜も同様であり、しかも共に長年にわたり住民の悲願であったことから、石狩町としては苫小牧に一步先んじられた無念な思いは何としても挽回したかったのである。

そして、明治以来、石狩に港湾建設という百年の大計の実現を迎えるに当たり、石狩町の鈴木町長、佐藤助役、吉田町議会議長の熱意と郷土愛に対して何らかの形で協力しなければならないという純粋な思いを石狩町民一人ひとりが抱いていたこと、そして、かつての繁栄をしのぐ輝かしい未来を約束してくれるであろうという思いが、用地買収や漁業補償という大事業を見事に成し遂げた最大の要因であると考えられる。つまり、地域開発事業における石狩町、町議会、関係住民組織との信頼感と意思疎通の成果の証であり、加えて北海道関係者の対応の妙味を挙げなければならない。

4-2 石狩町の港づくりに関連する役割

戦後、札幌・小樽(札幌地域)を中心として産業・経済の振興が北海道総合開発の中核をなすものであるとし、札幌地域の各自治体の相互協力を指向することを目的に1951(昭和26)年12月札幌経済協議会¹⁰⁾が設立された。本協議会は、札幌、小樽、手稲、江別、石狩、広島、当別の各市町および各市町の商工会議所(商工会)等が構成メンバーとなり、札幌地域の広域的な各種施設計画の理論付けや陳情などが一体となって実施するものであった。特に石狩に關係の深い主要な陳情などは、

- ①札幌工業地帯の造成
- ②港湾施設の整備促進
- ③工場誘致

等であった。

また、1957(昭和32)年、小樽市が札幌地域の木材需要に対処するため石狩に先行的に港をつくり、その経済的、社会的開発効果を誘発していこうと計画した銭函副港計画¹¹⁾を札幌経済協議会に提示して議論され、周辺自治体

が一貫となって今日の石狩湾新港の港づくりへと繋がろうとしていた時、札幌市に隣接する石狩町ではそれに対する積極的なアプローチは特にみられなかった。

しかし、後述するように北洋交易(株)は、1963(昭和38)年茨戸川に北洋材のための水面貯木場設置の許可を得て、石狩木材工業団地促進期成会を設立し、一期用地(後述)買収の実行に乗り出すため石狩町のトップ(町長、助役)に業務の基本方針を説明し、助言や協力を得るための接触を続けていた。

これは石狩町の当時の仕事の性格上、組織機構の中に石狩町を中心に急激な変貌が予想される経済・社会情勢に対応する開発業務の窓口がなく、また人材の育成もないまま行政のトップが直接対応するという状況であった。

そこで石狩町は、このような時代の変化と将来に備え、1963(昭和38)年7月、機構改革¹²⁾を行い新たに企画室(初代田中實室長)を設置した。

企画室の担当業務は、

- ①町の開発構想の策定
- ②新産業都市地域指定に伴う計画・構想の策定(茨戸川貯木場計画を含む)
- ③町の観光事業
- ④札幌経済協議会関係(1961(昭和36)年本協議会に加入)
- ⑤町の重要懸案事項

等であった。

石狩町に設置された企画室は、その後北洋交易(株)が最も多く足を運ぶ部署となり、石狩木材工業団地促進期成会の設立運動に対し、石狩町も深い関心を示し企画室が中心となって協力した。例えば、木材工業団地受け入れを前提として作られた“石狩木材工業団地(予定地)の概要”と題する資料の発表などがある。

この資料は、町企画室の積極的な協力により作成され期成会設立時に関係方面に配られ、その後も各方面から閲覧の希望が寄せられた。石狩開発(株)設立後、初めて作られた企業誘致用パンフレット“団地の概要”の骨子としてもこの資料が引用された。

そして石狩町は企画室を窓口には港づくりに積極的に参画し、用地買収や漁業補償の円滑な解決のため地主側や漁民側と北海道との間に立って、自治体としてあらゆる限界の所まで手を尽くすこととなったのである。

4-3 石狩町産業開発振興の実現

石狩湾岸の港づくりにおいて、石狩湾新港建設の背景の一つとして、銭函副港計画の構想立案をあげた。

それと同様に、石狩湾新港建設のための港湾背後用地1,600haの一括買収が短期間に決着した要因は、北洋交易(株)が石狩川の屈曲部をショートカットした旧石狩川(現在の茨戸川)の河川敷及びその周辺の民有地の買収に、石狩町の協力のもとに実施したことが大きな原動力になったものと推測される。【注2】【注3】

以下に、その買収過程について述べる。

豊富な森林資源に恵まれて発展してきた北海道の木材工業は、1954(昭和29)年の台風15号による風倒木の大量被害を受け、木材の需要供給¹³⁾の均衡を失する事態となった。また1955(昭和30)年代の高度経済成長を背景に、木材の需要は住宅建設増大により増加し、一方、外材受入れのための港湾整備も遅れていたため、木材貯木水面の確保はその頃緊急事態となっていた。

こうした時、北洋交易(株)は、石狩川の旧河川(茨戸川)水面を、北洋材を主体とする貯木水面として利用し、併せて加工場を組み入れた木材コンビナート団地建設構想¹⁴⁾を立ち上げた。そして石狩川河口から木材を曳航して茨戸川に水面貯木場を設置する使用権取得のため、石狩町に協力を要請し、その承諾を得て出願した。

1963(昭和38)年4月、北海道知事より使用許可を得たが、その区域は茨戸川左岸水面49万5831m²(15万坪)、貯木能力北洋材22万石に対応するものであった。

なお許可された茨戸川水面貯木場の位置は、図-2に示す1期用地前面の茨戸川水面(水面占用許可区域は延長約500m、幅：川幅の約1/2の100m、占用面積495,831m²)であった。

そして水面貯木場の許可取得3ヶ月後の1963(昭和38)年7月、検疫を終えて小樽港から北洋材を積んできた木材専用船(金海丸)は、石狩川河口砂州による水深不足に阻まれ、止む無く石狩川河口沖で大型艇に積替え、曳航されて苦難の末、初めて茨戸川へ1,000m³貯木された。

以上の実績を踏まえ北洋交易(株)は、石狩川水面貯木場周辺に木材工業団地を形成し、併せて石狩港の整備を早期実現することを目的に、「石狩木材工業団地促進期成会」を設立し、茨戸川水面貯木場の背面用地(通称第1期用地)を買収し、工業団地の造成並びに売買に関する事業を行うこととした。

その木材工業団地構想の概要は、団地面積約32万6千坪、工場22社、所要原木82万石、出荷額33億5200万円、期成会員87名を目途にした計画を立案し推進する

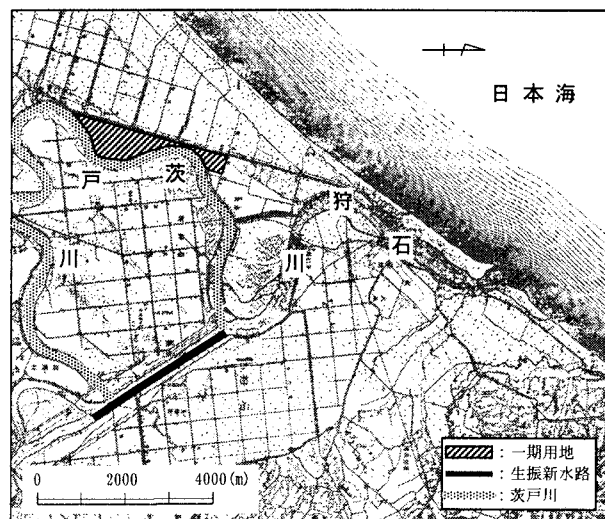


図-2 一期用地、茨戸川(旧石狩川)、
生振新水路(現石狩川)平面図

ものであった。(図-2 参照)

この工業団地の造成と企業誘致については、1963(昭和38)年以來石狩町が掲げてきた石狩町産業開発振興の基本方針であり、これによって町の経済的優位性が遺憾なく発揮できることから、石狩町はこの構想を全面的に協力することにした。

その協力の実態は、一期用地の買収に明瞭に示される。

4-4 一期用地買収に対する地主会の対応

一期用地約100haの内訳は、廃川敷地申請すべき河川敷地12.5ha(耕作権者20名)、農地転用を要する用地20ha(地権者は42名)、そのほか保留地67.5haであった。なお、歴史的にみると、これらの地主の大部分は1871(明治4)年岩手県からの入植者で、粒々辛苦のうち開拓に従事した人々から数えて3〜4代目に当る農民などで占めていた。

地主達は、ここ数年来の北洋交易(株)の動きと、町や町議会からの呼びかけに応じて、自分たちの所有する土地を、団地建設に協力して手放すことを決め、1964(昭和39)年6月「石狩開発地主会」を結成したのである。

地主会の設立は、その後の買収交渉に大きな力を発揮することとなる。

地主会から後日、北洋交易(株)に提出された結成の趣意書とも言うべき短い文章がある。その全文を以下に示す。

「私達は、石狩木材工業団地の誘致が、町の発展に寄与するところ大であるとの、町及び町議会の熱意に賛同し、用地確保に対する町の仲介斡旋を受け入れることを了として、その折衝を効果的に進めるためには、当該団地予定地区内に物件および権利を保有する個人を構成員として、組織を結成することの必要性を認め、役員を選出して私達個々の協力の意志を集約し、町および会社との交渉に当たり、一日も早い用地確保および団地の誘致実現を図りたく、石狩開発地主会を結成したのであります。

記	
名 称	石狩開発地主会
結成年月日	昭和39年6月15日」

上記の趣意書でも明らかなように、地主達は今回の土地売買交渉を始めるのに際し、石狩町の発展を期待して、全面的に町と北洋交易(株)に協力しようと思いを示したのである。

こうした決意を受けて、地主会と会社側との熱心な話し合いが開始され、1964(昭和39)年6月以降契約調印時までの6ヶ月間に20数回の交渉に及んだ。

11月に入り会社として基本協定の骨子ともなる確認会議には、石狩町側から町長、助役、企画室長らも出席し、次の各項目について協議された。

①買収用地の面積について ②地積測量の結果による面積の確定とその際の土地代金の差の調整について

③町外居住者との交渉について ④町有墓地の移転について ⑤団地内基幹道路の造成にあたって町の協力について ⑥土地代金の支払方法について ⑦団地内の建物等の撤去期限について

以上のように、会社が用地買収について通常であれば用地買収の価格交渉は、地目別方式あるいは路線化方式を採用するのが一般的であるのに対し、一括方式をとることで苦心していた時、石狩町もまた地主会側と会社の間に立って、自治体としてあらゆる限界のところまで手を尽くしたと言える。

この一期用地の買収に際し、町企画室は、河川敷地買収の複雑な手続や農地転用申請に町農業委員会などへの助言や協力を惜しまなかった。

土地売買契約は、売主の地主会、買主、それに立会者石狩町の三者連名により、1964(昭和39)年12月22日に調印された。

なお、買主の北洋交易(株)は、1964(昭和39)年12月18日付けで石狩開発(株)に変更され設立登記された。

5. 石狩湾新港背後用地の買収

恐らく地域開発と名のつく事業を進める上で、最も重要なのは用地の確保であろう。

石狩湾新港背後用地約2970haのうち、国有地などを除く民有地約1600haの用地確保は困難でかつ複雑な仕事であったが、74日間という極めて短期間に決着したことは、関係土地所有者と石狩町側との信頼関係が緊密であったことや、用地交渉に当って地目差を問題にせず、また路線化方式をとらない単一価格方式、すなわち「石狩方式」ともいわれる方式により実施したからである。

以下に、短期買収の経過と成功の要因を『石狩湾新港史』や『石狩町誌』等を参考に記述する。

5-1 用地買収の始動

石狩湾新港の建設を前向きに推進することを北海道知事、小樽市長、石狩町長の三者会談¹⁵⁾で確認されたのを受けて、1971(昭和46)年度から始まる第4次港湾整備5ヶ年計画の中に、石狩町十線浜地区に新港が建設されることが盛り込まれ新港はいよいよ建設計画の具体化へと進む。

また、背後地を含む石狩湾新港地域の開発基本構想は、道と開発局で検討が開始され、それと並行して、道による関係自治体への説明、開発体制や港湾管理のあり方、背後地の用地買収等の詰めが行われた。

なかでも急を要するのは、新港背後地の用地の先行取得であり、道は1970(昭和45)年5月の港湾の位置決定後そのための資金手当て等の検討に入り、翌1971(昭和46)年新港背後地の買収方針を固め、6月の第2回定例道議会において、先行取得費が議決された。

これに伴い道は、まず北海道工業団地開発条例を一部

改正し、事業施行地の中に石狩町 1600ha を組み入れ、さらに同年 9 月、北海道企業局に石狩湾新港基地開発事務所を設置、本格的な用地の先行取得に入った。

5-2 短期買収の経過

用地取得業務が北海道企業局によって開始されるや、他に例を見ないスピードでその業務が遂行されたが、ここに至る経緯について、それぞれの関係者の立場などを織り交ぜながら以下に述べる。

①地主会の発足

用地買収の窓口である北海道企業局によって幸だったのは、石狩町の誘導によってすでに 1970(昭和 45)年 2 月、地域内の樽川地区、花畔地区、志美地区の各 3 地区地主会が、横の組織として「石狩町地主連絡協議会」を発足させていたこと。それによって土地の移動を防止し、業者を介入させなかった。なお、地主連絡協議会の事務局は町企画調整課(町の機構改変により室より課となる)が行った。

②道に対し協力態度

地主連絡協議会は、「石狩湾新港実現のため用地確保に協力する」と決議し、道知事に早期一括用地買収の要請書を 1971(昭和 46)年 1 月に提出。

③石狩町の再三の要請

当初、道は石狩町から申し入れのあった地主連絡協議会の存在を認めず、また一括用地交渉の窓口になることも懐疑的であった。しかし、再三にわたる石狩町の要請に対し道の幹部もその説得に応じることになったが、その成果は後述に示すとおりである。

④石狩町の機敏性

石狩町は、道が用地買収着手前に北海道開発基金などを活用して、業者介入に先駆けて新港後背地のうち、緊急買収用地(港湾堀込水路に相当する場所)の地主から 10 件約 21 万 m² を買収した。(1971(昭和 46)年 3 月 31 日)

⑤用地買収の方針

北海道企業局は、個別地主と直接折衝せず、この地主連絡協議会を通じて買収条件等を協議し、また地主側も地元石狩町に対して、すでに用地の一括買収を申し出ていた。

⑥道の用地買収資金手当

一方、道は、背後地の買収地域として予定される約 1600ha の用地買収を 3 年計画で行うこととし、買収資金はすべて起債、短期借入金などで行う方針を決め、その資金の償還計画に合わせてこれを新たな開発事業主体(第 3 セクター)に引き受けされる方向を固めた。しかし、3 年計画を繰上げ、1 ヶ年で買収することができた。

⑦希望する代替地の確保

樽川地主会が道に要望した移転用地が、開発地域に近接する明治乳業(株)の所有地であったことから折衝の結果、同社の所有地の一部を代替地として提供して

もらい、見合いの用地を地域内に交換することで三者が歩み寄り、難題の解決を図った。

北海道企業局による用地買収交渉は、6 回にわたり地主連絡協議会を窓口に精力的に進められ、1971(昭和 46)年 12 月 26 日、74 日間の短期間で買収計画面積の約 84.7%に当たる 1227ha の交渉が成立した。そして、同月 28~30 日に用地買収、移転等支障物件の契約が締結された。

なお、3 地区地主分の実績は、1192ha(83%)、地主 296 名である。これ以外に石狩町が先行取得していた土地も合わせて 1260ha であった。

⑧地主連絡協議会以外の用地買収

(漁業者関係)

樽川地区に所属していたが、漁業補償のかかわりから地主連絡協議会の用地買収などの協議会に加わらなかった。その後、北海道が漁業補償の基本方針を示したことから、1972(昭和 47)年 12 月合意。用地買収面積約 2.7ha、対象者 22 名。

(土地改良区関係)

花畔・志美土地改良区の組合員は、すでに一般の土地買収及び施設等の補償も終えていることから、1972(昭和 47)年 10 月に締結。

(宅地分譲団地関係等)

1972(昭和 47)年から地主会所属以外の土地所有者と個別交渉を開始し、10 月には対象者 924 人、買収計画面積約 61 万 5000m²(14 団地)に及んだ。その後、道内はもとより各府県の対象者との交渉の結果、1974(昭和 49)年 3 月現在で 94.3%に達した。

以上、用地買収の経過について述べたが、北海道企業局における用地買収の契約面積は 1974(昭和 49)年 3 月現在 1380ha に達し、その達成率 95.3%うち一般用地の達成率は 95.2%であった。

なお、用地買収状況の詳細は、表-1、表-2 及び図-1 のとおりである。

北海道企業局石狩湾新港基地開発事務所は、業務をほぼ終了した 1974(昭和 49)年 3 月 31 日をもって閉所した。

表-1 用地買収状況

1974(昭和 49)年 3 月 16 日現在

土地の区分	買収計画面積(m ²)	買収済面積(m ²)	未買収面積(m ²)	買収率(%)	構成比(%)
一般	13,656,246	13,008,757	647,488	95.2	94.2
分譲地	614,873	580,235	34,638	94.3	4.2
公有地	211,519	211,519	0	100.0	1.6
計	14,482,639	13,800,512	682,126	95.3	100.0

(作成：北海道企業局石狩湾新港基地開発事務所)

表-2 用地買収状況(人員・筆数)

1974(昭和 49)年 3 月 16 日現在

区分	合 計		買収済計		未買収計		備 考
	人員	筆数	人員	筆数	人員	筆数	
一般	402	1,816	342	1,681	60	135	
分譲地	924	1,436	837	1,327	87	109	団地数 14
公有地	2	127	2	127	-	-	
計	1,328	3,379	1,181	3,135	147	244	

(作成：北海道企業局石狩湾新港基地開発事務所)

なお、道企業局が買収できなかった用地(民有地)、いわゆる未買収地については、1975(昭和 50)年度以降原則として石狩開発(株)が買収交渉を引き継いだ。

表-3 用地の買収状況(平成 17 年 1 月 現在)

(単位:ha)

地 区	計画面積	買収済面積	未買収面積	未買収率(%)
流通地区	318.8	307.0	11.8	3.6
工業地区	1,041.4	1,016.7	24.7	2.4
複合機能地区	86.6	83.8	2.8	3.2
共通地区	236.6	232.7	3.9	1.6
計	1,683.4	1,640.2	43.2	2.6

(作成：石狩開発株式会社)

開発地域内に国有地及び石狩町有地等もあり、取得用地にこれらを加えた 2005(平成 17)年 1 月現在までの総買収面積は、表-3 に示すように 1640.2ha となった。

5-3 短期買収の成功の要因

地域開発の最大の難関といわれる広大な土地の買収が、事務所設置から僅か 2 年半で行われたということは、今日の公共事業用地買収の困難さを考えると驚くに値することである。

このことについて、当時用地買収に直接関係した道の現地事務所及び農業協同組合(以下、「農協」という)や地主連絡協議会の代表者らは、次のように懐古している。

まず、石狩湾新港基地開発事務所の(故)筒井昭三所長は、「個々の地主との交渉でなく、地主連絡協議会という交渉の窓口が一本化されていたこと。それに『石狩方式』と呼んでいる方式をとることができたからである。その内容は、一つは価格を一律にしたことであり、これについては地主の中で異論もあったが、町の協力もあり一本化できたこと。二つ目は、債務負担行為が認められ一度で買収できたこと。三つ目は、建物などの補償物件の金額を決めるとき、通常であると鑑定士などに頼み一つずつ積算するのだが、それを町の固定資産評価額をベースに決めていったことである。このようなことは他で見られないことであり、道としても始めてのことだったと思う。このような方式を取るに至ったのは、当時の職員に

本州での大規模開発の用地買収事例を調べさせた結果からである。」¹⁶⁾と語っている。

一方、地主であった溝渚光雄花畔農業協同組合理事(当時)は、「農協としては、当時の新港の開発に対しては極めて消極的でした。何故なら現在の花畔団地や新札幌団地が住宅地として買収されており、更にこの開発を行うことになる農協の存立に係わることでしたからです。ところが国の減反政策や後継者などの問題から売りたいがっていた農家も多く、農協としてはそれを止めることが出来なかった。」と述べている。

また、地主連絡協議会は、その使命を終えて 1975(昭和)50 年 10 月、『解散記念誌』¹⁷⁾の発刊をもって幕を閉じたが、(故)宮野正勝会長は「解散にあたって」で次のように記述している。

「本協議会が結成されて以来の 5 年有余を省みると、私の 50 年余りに及ぶ農業生活や農民運動に情熱を注いできた反省のそれとは違う精神的負担の重さを痛感し続けた日々であった。

『新港の実現を期するためには、広大な背後用地の確保についての協力が得られなければならない』との町及び町議会の熱意に依って、土地への愛着、将来への不安などの複雑な心情にゆれ動く会員の意志を取りまとめ、土地の確保を通じての新港実現への協力を決議し、新港の町内誘致にふみ切った。

『樽川地域の一部を小樽市に境界変更させなければ』、との話を受けたときには、それを受け入れることへの難しさに、言葉なくどよめく会場にあって、私自身も呆然としたことも生涯忘れることはできない。この難関をのりこえるに費やした心痛の深さをご理解いただきたい。

砂地水田の発祥の地である花畔地区に於いても、また、疲弊の中から安定の路に進みつつあった志美地区の会員にもいろいろとあったが、北海道企業局の土地先行取得に当っては、交渉の窓口となり、短期間に全国的に類例をみない 80%をこえる契約の一括締結となった。」と。

そして、「願わくは、此の足跡の数々をして、丈なす雑草のなかにただ埋もれることのなきことを。」と『解散記念誌』は結ばれている。

6. 漁業補償

漁業法¹⁸⁾に基づく漁業権は、物件と見なされ、土地に関する規定が準用される。物件と見なされる結果生じる漁業権の効力として、漁業権の内容たる一定の利益享受を妨害する行為に対しては妨害の排除・予防を請求する権利(物件的請求権)が認められている。

また、漁業権は、通常の移転(権利主体の変更)が制限されており貸付けもできないことになっている。

従って、1972(昭和 47)年 10 月 30 日付で北海道知事が、石狩町 10 線浜を中心に沖合 3600m、東西 5900m、2124ha

の地先海面を石狩湾新港の港湾区域と定め告示したことにより、漁業区域内の漁業権妨害排除のための漁業補償が生じたのである。

これより一年前の1971(昭和46)年8月、石狩漁業協同組合(以下「石狩漁協」という。)は漁業交渉の仲介の労をとる石狩町に対し、「石狩湾新港建設による漁業補償、漁業対策、境界変更による漁民の移転等に対する諸対策について善処方の要望書」を提出し、石狩漁協内部に「石狩湾新港対策交渉委員会」を発足させた。

これにより、漁業補償問題が新港建設を左右する大きな鍵を握ることになり、1971(昭和46)年11月から北海道開発調整部石狩湾地域開発事務局が窓口となり、区域内の漁業権の消滅について石狩町の協力を得ながら石狩漁協と話し合いに入った。

以下、交渉の経過を妥結¹⁹⁾するまで順を追って述べる。

6-1 漁業補償と関連する境界変更

この交渉の中で最後まで揉め続けたのは、境界変更区域の樽川10線浜と小樽市内浜(図-1参照)に居住する漁民達の用地買収、住宅移設用地、漁業補償等に関連する問題である。すなわち、樽川居住の漁業補償の対象者は、用地買収の対象者でもあった。そして地主連絡協議会には加入せず、既に石狩町議会で「…樽川地区の一部の区域は、諸条件を整理して1972(昭和47)年度中に小樽市に編入する」としていたが、北海道が漁業者と行っていた用地買収、住宅補償、住宅移転希望先及び漁業振興策等の交渉が長引いたため、町議会に「懸案事項が解決するまで行政区域の変更(境界変更)を決めないように」と求めた請願書を提出した。

このような状況の中で、北海道と石狩漁協との間では漁業補償交渉が精力的に進められ、その結果1972(昭和47)年12月31日に妥結した。その結果、これまで漁組によって凍結中の、国が実施する石狩湾新港建設のための実施設計調査費(突堤工事)の現地着工は解除された。

しかし、翌1973(昭和48)年には、石狩漁協内部で漁業補償金の配分をめぐる内紛が生じ、そのためこの年も行政区域変更の法手続は未了に終わった。

これらの事態に港湾共同管理者となる小樽市より不満の声があがり、石狩町及び北海道に対し問題案件手続の促進方を求める要望が出された。

そこで石狩町は、1974(昭和49)年11月の臨時議会、一方小樽市は12月議会でそれぞれ議決し、最終的に1975(昭和50)年3月北海道議会でも議決されたことから、官報告示、道公告と進み同年4月15日付で境界変更がようやく施行されることになった。(図-3参照)

行政変更地区の内容

1. 面積 875万 m^2 (うち国有地518万 m^2)
2. 土地利用区分 田26万 m^2 、畑232万 m^2 、
宅地3万 m^2 、原野81万 m^2 、
その他533万 m^2

3. 住民 69世帯(農30、漁22、給与15、
その他2)314名
4. 公共施設 小学校、中学校、保育所、消防施設、水道施設

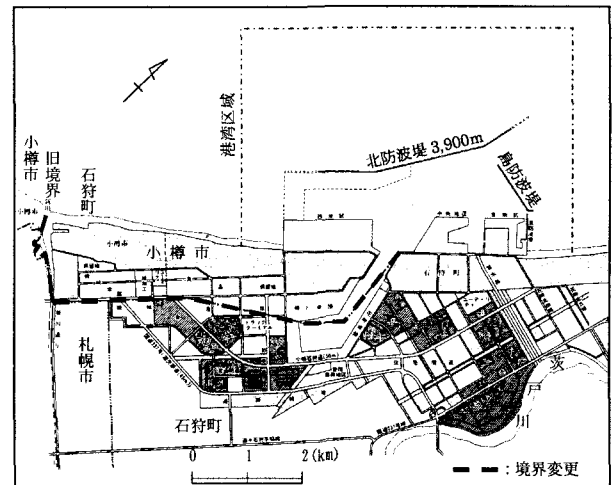


図-3 石狩湾新港港湾計画と行政区域変更概要図
1973(昭和48)年(作成：港湾管理者)

6-2 漁業補償

1971(昭和46)年11月26日、北海道は、漁業補償を進めるにあたって、用地買収時と同様に石狩町の協力を得て、次の基本方針を石狩漁協に示し交渉に入った。

(1) 道の漁業補償の方針

① 漁業補償

運輸省が示す「公共用地の取得に伴う補償基準」に基づき、漁業権などの消滅及び制限の補償を石狩湾岸の8漁業協同組合(浜益、厚田、石狩、小樽、余市、美国、古平、積丹)に対して行う。

船舶の航路筋に当る海域の共同漁業権などを対象とする。

② 石狩地区の漁家移転対策

用地買収により移転を余儀なくされる漁家(22戸)の移転先と、今後の漁業生活活動。

③ 石狩地区漁業振興対策

代替漁場の造成、漁業用施設の整備に振興補助。

④ 就業対策

漁業から転業希望者就業斡旋指導。

⑤ 公害防止対策

港湾建設工事に伴う海洋汚染、船舶による油濁等の公害防止に必要な対策の実施。

⑥ 漁業操業安全対策

船舶の航行と漁業操業の安全確保のため、自主航路を設定して安全対策を図ることとした。このため、関係機関による安全対策協議会を設け、さらにこれらの具体化を図るため、船舶関係者を含めた安全対策委員会の設置を提唱。

⑦ 漁業被害救済対策

船舶の航行による漁具被害の発生に対処し、その損害を救済するための基金を創設。

(2) 漁業対策のための交渉と成果

漁業対策の交渉は、石狩漁協をはじめとする石狩湾内 8 漁業協同組合との間で、1971(昭和 46)年 11 月から約 10 年間の長きに及んだが、これは当面、港湾建設に係る地元漁業協同組合の同意を得るため必要な石狩地区の漁業補償交渉を先行し、残余の案件については

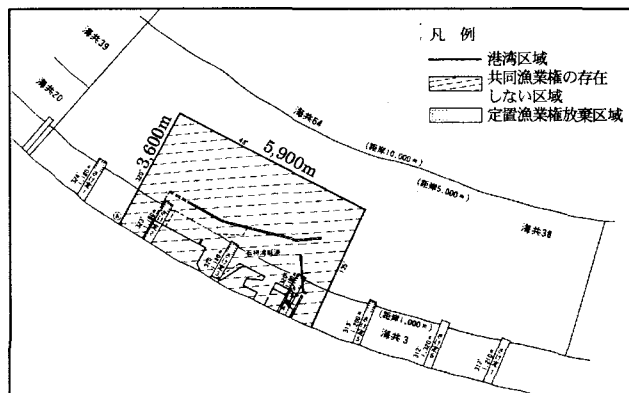


図-4 石狩湾新港漁業補償区域図(作成：北海道)

管理組合の設立や第 1 船の入港までに解決を図ることとして、1974(昭和 49)年以降 1977(昭和 52)年までの約 4 年間、交渉を中断したことによるものである。

その後、1978(昭和 53)年 4 月、石狩湾新港管理組合が設立されたので、北海道は管理組合とともに小樽市漁業協同組合、石狩漁業協同組合など、石狩湾に漁業権を有する 8 漁業協同組合と自主航路の設定、漁業生産減対策、漁業操業の安全対策などについての協議を再開した。そして、1971(昭和 46)年から始まった漁業補償交渉は 1982(昭和 57)年 9 月をもって最終的に決着した。

漁業補償交渉の経過と結果を表-4 に、漁業補償区域を図-4 に示す。

以上のように背後用地の買収や漁業補償に協力することで、これまで新港実現に熱意を示してきた石狩町にとっては複雑な立場でありそして苦慮の連続であったが、新しい経済・社会へ飛躍しようとするため積極的に仲介の労を執ったのである。

表-4 漁業補償交渉の主要な経過

年月日	事 項	備 考
1971(S46) 11.26	道から石狩町、石狩漁協に対し、漁業補償の基本的考え方を説明	北海道の漁業補償交渉の方針項目 1. 漁業補償 5. 就業対策 2. 移転対策 6. 漁業操業資金対策 3. 漁業振興対策 7. 漁業被害改修対策 4. 公害対策
1972(S47) 9.28	石狩湾新港建設に伴う漁業補償金額の定時及び交渉開始	1. 漁業権消滅補償 海共第 3 号、38 号、64 号 石狩さけ定第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号 2. 漁業廃止の補償 補償金 13 億 9500 万円
12.26	石狩漁協総会で権利消滅と補償交渉の妥結	
1973(S48) 2.15 3.31 7.11	石狩湾新港建設に伴う漁業補償に関する覚書の交換 } 石狩湾新港建設に伴う漁業補償に関する協定の締結 } 石狩湾新港地域開発に伴う漁業対策に関する覚書の交換	甲 北海道知事、乙 石狩漁業協同組合長 漁業補償金 13 億 9500 万円 5 月 21 日支払 甲 石狩湾新港管理者(北海道知事) 乙 石狩湾新港関係漁協対策協議会長 立会者 北海道指導漁業共同組合連合会長
8.1	漁業対策に関する付属協定の締結	・ 48.3.31 漁業補償に関する協定第 8 条の規定に基づく ・ 協定の項目 1. 漁家移転 2. 転廃対策 3. 漁業振興対策 4. 漁業補償区域内漁場の利用 5. このほか 6 項目
1981(S56) 3.20	石狩漁協地区漁業振興計画の合意	1. 実施期間(年次) 2. 事業種目 3. 事業費 4. 助成金
1981(S56) 9.17	協議会代表と船舶関係団体との 3 回目の協議において航路の基本方向を集約	
1982(S57) 3.12	沿岸 8 漁業協同組合と合意	漁業被害救済対策費 基金 3 億 5000 万円 漁業生産減対策費 14 億 1200 万円 漁業生産減対策費 8100 万円 漁業生産減対策費 1 億 7000 万円
3.18	小樽市漁業協同組合と合意	
4.8	石狩漁業協同組合と合意	

6.23	船舶の航行と漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済に関する覚書の交換	甲 石狩湾新港管理組合管理者 乙 石狩湾沿岸8漁業協同組合長 立会者 北海道知事、北海道指導漁業協同組合連合会長 1. 甲が石狩湾漁業操業安全対策委員会を設置 2. 甲が石狩湾漁業操業安全基金協会を設立 基金3億5000万円
1982(S57)	6.23 船舶の航行に伴う漁業対策に関する覚書の交換 (1) 沿岸8漁協 (2) 小樽市漁協 (3) 石狩漁協	(漁業生産減対策) 沿岸8漁協…沿岸8漁協が設立する協会と交換
1982(S57)	6.23 石狩湾漁業操業安全対策委員会の設置発足	
1982(S57)	6.23 石狩漁協地区漁業振興対策に関する覚書の交換	甲 石狩湾新港管理組合管理者 乙 石狩漁業協同組合長 関係者 石狩町長 立会者 北海道知事
9.20	船舶の航行に伴う漁業対策に関する協定の締結 (1) 沿岸8漁協 (2) 小樽市漁協 (3) 石狩漁協	
1982(S57)	9.27 財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会設立	
1982(S57)	9.27 社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会設立	沿岸8漁協が設立

7. 用地造成事業の推進

道が先行的に買収した土地の譲渡方針は、当時の開発プロジェクトに要する公的資金の一部を、市場を通じて吸収しようとするものであった。

しかし、膨大な土地なるが故に、港湾計画と一体化を図るよう進められる土地利用計画²⁰⁾(以下「土地利用計画」という。)は、1976(昭和51)11月策定され、この地域の総合的・計画的な開発が推進されてきた。

1978(昭和53)年7月制定された北海道環境影響評価条例に基づき、石狩湾新港開発予定地域を「特定地域」に指定して環境アセスメントによって再評価が行われたことを受けて、1988(昭和63)年6月土地利用計画が変更された。

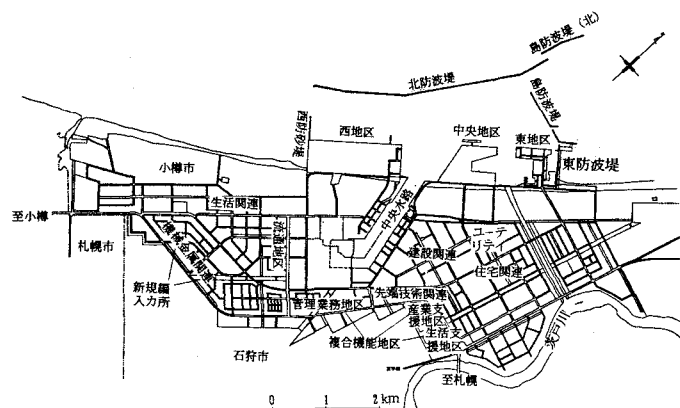


図-5 石狩湾新港地域土地利用計画図(作成：北海道)

その後、北海道は経済・社会情勢の変化や企業ニーズの変化に対応し、この地域の整備促進を弾力的に行うため、1997(平成9)年8月「土地利用計画」が図-5に示すように改定された。

特に、石狩開発(株)の行う用地造成事業は、「土地利用計画」に沿って企業誘致を行わなければならない、しかもその時に立地した業種企業に対応して、それぞれの業種の配置計画地区を造成する必要のため、広大に展開する効率の悪い造成をせざるを得なかった。さらに「土地利用計画」策定に多くの年数を要し、また経済・社会の大きな変動の危機を受け事業の長期化を余儀なくされるなど、その後譲渡を受ける石狩開発(株)(第3セクター)の経営に大きな重荷となったのである。以上の経過について、石狩開発(株)編『30年のあゆみ』及び『石狩湾新港史』を参考に順を追って述べる。

7-1 道の土地譲渡の方針

北海道は、先に取得した石狩湾新港開発用地を他へ売却する場合、企業局の営利性が否定されるため、当然ながら市場原理は排斥され、買収原価に道企業局が支払った経費(金利、事務費)を加算した価格で譲渡することを原則とした。

そこで北海道は、この地域開発の一翼を担う石狩開発(株)との間で、「石狩湾新港開発用地の開発及び売買に関する基本協定」²¹⁾(以下「基本協定」という。)を1972(昭和47)年3月に締結し、背後地域の開発のためその用地の売買に関して取り決めを行っている。

「基本協定」に決められた道有地譲渡の方針は、期

間は1971(昭和46)年度から1979(昭和54)年度までの9年間、譲渡価格は道の用地買収費に金利、事務費を加え、さらに工業用水道建設事業費の一部、漁業補償等のいわゆる開発関連経費を上乗せする。また、用地の概ね15%は公共用地として留保、つまり道路、公園等の公共用地を無償提供するというものであった。

7-2 土地利用計画に基づく開発事業の分担と課題・評価

(1) 開発事業の分担

1972(昭和47)年8月、道は「土地利用計画」の決定作業に入ったが、この「土地利用計画」は、それぞれの事業主体が共通の認識を持ち、整合性を図りながら開発事業を推進するための指針となるものである。

すでに、この決定前に国(開発局)は港湾事業に着手し、道は用地先行取得と遮断緑地造成事業を実施していた。

その後決定された事業別の分担としては、道路、公園は規格、規模等に応じて国、道、市町が分担し、下水道は特定公共下水道として道、工業用水道は道(企業局)、上水道は、水道用水供給事業については道及び関係市町から成る一部事務組合(企業団)、上水道事業については市町とするなどとした。

(2) 譲渡方針の課題

① 道による用地の譲渡

石狩湾新港背後の「土地利用計画」も決定していない1971(昭和46)年3月の段階で、しかも用地造成に着手できる目途や企業誘致を開始できる時期の見通しもないまま、道の起債の償還にあわせて用地の譲渡だけ先行したことは、石狩開発(株)の経営に大きな重荷となつてのしかかることになった。

② 用地価格への開発経費の上乗せ

土地譲渡に当って、もう1つの課題は、「基本協定」において「道がこの地域開発の関連事業として行う工業用水道建設事業費の一部およびその他開発に関連する経費の一部を協議のうえ、売却用地価格に加算する」という内容の履行に関するものであった。以上の関連経費とは林地造成事業費、街路事業費、漁業補償費などである。

(3) 譲渡方針の評価

開発関連経費を土地代に加算し、その資金を調達しようとする地域開発の推進手法は、当時わが国の地域開発ではいずれもこの手法を基本にしていた。つまり、地方自治体の一般財源を充当することには限度があり、そこで開発プロジェクトに要する公的資金の一部を開発が進むことによる利益すなわち外部経済を市場を通じて吸収しようとする理論的背景により、相応の負担を求めようとするものであった。

ここで見逃してはならない点は、その用地が計画どおり適正価格で売却できるかどうかという点の見通

しである。開発のスピードに見誤りが起きるとすべての歯車に狂いが生じ、官民とも大きな痛手を負うリスクを当然覚悟すべきであった。果たせるかな、わが国経済・社会の大きな変動により、北海道から石狩開発(株)への売却も、毎年双方苦勞するはめになった。前述のとおり北海道の資金需要と、さらに北海道との基本協定(基本協定を改訂し、譲渡期間12ヶ年とした)に基づき、1971(昭和46)年度より北海道から石狩開発(株)に売却が始まり、1982(昭和57)年までに1365haを分割売却された。

石狩開発(株)は、1978(昭和53)年度から一般分譲した用地価格には、公共公益負担金は約18%を占め、また用地原価部分は約14%、及び資金コスト等を含めたが、一般的には立地企業からの土地価格の評価は必ずしも安くないということであった。しかし、石狩湾新港の立地環境の整備や景気の動向も反映して、2004(平成16)年12月現在では729社の企業が立地、その分譲面積776.8haに達し、今や国内有数の一大工業・流通団地が形成されつつある。

8. 石狩市の現況

石狩町の産業は、工業において古くから水産加工、造船等の地場資源型工業がみられたものの、農業と漁業の1次産業が基幹産業として基盤をなしてきた。

しかし、隣接する札幌市の急激な発展、加えて石狩湾新港の建設とその背後地域の開発がスタートしたことにより、従来の社会環境は大きく変化した。例えば、国勢調査から石狩町(市)の就業人口をみると、1965(昭和40)年4136人が2001(平成13)年には26111人と約6.3倍に増加した。一方、産業別シェアでみると、1965(昭和40)年では第1次産業64.9%、第3次産業23.1%、第2次産業12.0%の順となっていたが、2001(平成13)²²⁾年には、第3次産業68.4%、第2次産業28.1%、第1次産業3.5%の順となり、ここ20年余りで石狩市の産業構造は都市型構造に転換した。

今や石狩市は、石狩湾新港、企業立地、住宅団地等の開発など、札幌圏の中でも自立都市としての可能性、潜在力をそなえており、その発展が期待されている。

9. まとめ

1955(昭和30)年代小樽市により計画された銭函副港計画が世論を喚起し、新規大型港湾の建設が第3期北海道総合開発計画の中に組み入れられたことにより石狩湾新港が実現し、石狩町の産業構造を一変させることになった。そして、石狩町発展の歴史のなかで港湾が町づくりそのものの運命を握っていたということになる。それだけに、石狩町民一人ひとりが百年の大計の実現を迎えるにあたり、町及び町議会が開発構想の推進に努力している姿に対して何らかの形で協力しなければならないと

いう純粋な思いを抱いたことが、用地買収や漁業補償という大事業を町民自らが短期間に見事に成し遂げたものとする。

それに加えて、積極的に地主会を結成した地主側と道との間に立って、自治体としてあらゆる限界の所まで手を尽くした石狩町の影の力を見逃してはならない。

しかし、第3セクターとして誕生した石狩開発(株)は、高度成長下で立案された石狩湾新港地域開発基本計画の計画性・公共性を重視する公共サイドと、企業として経済性・機動性が欠かさない第3セクターとの間で、情勢変化への対応や計画の運用について立場上の違いがあり、事業の推進が足踏みさせられる結果となった。

いま、企業誘致が一段と厳しさを増している。石狩湾新港地域の開発の方向として、札幌都市圏地域と連携した新たな業務副都心的機能の集積を図ることとし、そのため既存の企業集積を生かすためにも、また新たな企業誘致を促進するためにも、情報・サービス・研究開発・人材育成などの支援と整備がなされることが課題である。

注 釈

【注1】：石狩町

石狩町は、1996(平成8)年9月1日付けで石狩市に昇格

1)人口(国勢調査)

1975(昭和50)年16212人、1985(昭和60)年41642人、平成7年52209人、平成13年55578人

2)製造品出荷額

1975(昭和50)年12月63億8700万円
1995(平成7)年12月773億4200万円
2001(平成13)年12月827億1760万円

【注2】：石狩開発(株)(第3セクター)

1995(昭和30)年代、北洋交易(株)は、石狩の茨戸川水面を利用した木材工業団地開発構想を立ち上げた。

その後、茨戸川河川敷等の用地を買収し(一期用地)臨海木材工業団地として造成し分譲を行った。

この事業が公共的性格を帯びていることから、1964(昭和39)年12月18日公的資金を導入した石狩開発(株)が設立された。

石狩湾新港建設の具体化に伴い、北海道のほか関連する地方公共団体や北海道東北開発公庫の資本参加により、1972(昭和47)年1月いわゆる第3セクターとして開発事業主体への移行が決議された。

【注3】：茨戸川

迂曲蛇行する石狩川は、1918(大正7)年10月石狩川屈曲部19kmを3.3kmに短縮する生振新水路工事に着手し、1931(昭和6)年5月に通水させた。工事費約300万円。(図-2参照)

茨戸川は、新水路によって残された旧石狩川で、一般には“ふる川”と呼ばれ北海道の管理化にあった。しかし、1964(昭和39)年7月河川法改正に伴い国の管

理河川となり、翌4月から茨戸川と呼称される。

参考文献

- 1) 石狩町編：『石狩町誌』中巻2、石狩町、P.293、1991.
- 2) 前掲1)、PP.158-216、1991.
- 3) 北海道総合開発計画
北海道開発法第2条に基づき、国は北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を1951(昭和26)年度から北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とした。
なお、第2期総合開発計画1963~1970(昭和38~45)年の開発の特色は、産業構造の高度化であり、第3期総合開発計画1971~1980(昭和46~55)年の開発の特色は高生産、高福祉社会の建設であった。
現在は第3次北海道長期総合計画1998~2007(平成10~19)年が実施中である。
- 4) 石狩町産業振興委員会：石狩町産業開発振興の基本構想、P.51、1963.
- 5) 北海道開発庁：石狩湾新港地域開発基本計画、P.18、1972.
- 6) 神代方雅・戸巻昭三：北海道石狩湾岸の港づくり、土木史研究講演集、vol.23、PP.181-192、2003.
- 7) 前掲1)、PP.81-101、1991.
- 8) 梅木馨六：『ドキュメント 苫小牧港着工 以前意外史』、自費出版、PP.63-1064、1991.
- 9) 苫小牧港管理組合編：『苫小牧港史』、苫小牧港管理組合、PP.197-219、1982.
- 10) 札幌経済協議会：1951(昭和26)年12月に発足
目的達成のための主な事業
①札幌両市の経済調査 ②札幌工業地帯の造成
③国鉄札幌間の複線化促進 ④工場誘致
- 11) 前掲6)、PP.185-188、2003.
- 12) 前掲1)、PP.310-315、1991.
- 13) 前掲6)、184-185、2003.
- 14) 石狩開発(株)編：『30年のあゆみ』、石狩開発(株)、PP.20-66、1994.
- 15) 北海道新聞：昭和45年5月25日付、1970.
町村北海道知事の裁定.
- 16) 石狩町地主連絡協議会編：『解散記念誌』、PP.8-9、1975.
- 17) 前掲17)、P.6、1975.
- 18) 漁業における水域管理：『沿岸の環境圏』、(株)フジ・テクノシステム、PP.944-962、1998.
- 19) 石狩湾港史編集委員会編：『石狩湾新港史』、北海道開発協会、PP.213-237、1991.
- 20) 北海道：石狩湾新港の土地利用計画、1976.
- 21) 石狩湾新港開発用地の開発及び売買に関する基本協定：北海道と石狩開発(株)により締結、昭和47年3月27日.
- 22) 北海道統計協会編：平成15年 北海道市町村勢要覧、PP.38-39、2003.